

平成28年熊本地震 災害義援金にご協力を

4月14日に発生した、熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震により、熊本県益城町を中心に大きな被害がでました。その後も断続的な余震で熊本県を中心に建物の倒壊やライフラインの停止など甚大な被害が発生しています。

この災害で被災された皆さんを支援するため、本市におきましても、市民の皆さんからの義援金を次のとおり受け付けていますので、温かいご支援をお願いします。

皆さんから寄せられた義援金は、日本赤十字社を通して被災地へ送られます。

受付期間 6月30日(木)まで

受付場所 市役所2階地域福祉課、金剛連絡所

※いずれも土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで受け付け。

※この義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。

ただし、控除を受けるには日本赤十字社から後日送付される受領証が必要となりますので、義援金受け付けの際に申し出てください。

募金箱の設置場所 市役所1階情報公開課、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、レインポーホール(市民会館)、すばるホール、人権文化センター、総合福祉会館、かがりの郷、保健センター、けあばる、富田林病院、きらめきフアクトリー、農業公園サバーファーム、市民総合体育館、総合スポーツ公園

※いずれも閉庁日(休館日)は、募金できませんのでご注意ください。

※金融機関での、義援金の受付口座など詳しくは、日本赤十字社のホームページ <http://www.jrc.or.jp/contribute/help/28/> をご覧ください。

問い合わせ 地域福祉課(内線288)、日本赤十字社府支部赤十字社員課(☎06(6943)0707)

防災無線の整備を進めています

東公民館と山中田ポンプ場に子局を新たに設置



本市では、風水害などに備え、18年から防災無線システムを整備しています。

同システムでは、市役所に設置した親局から、災害危険箇所などに設置した子局へ防災情報を無線で送信し、スピーカーから放送することができま

す。また、災害発生時などには、子局から親局への緊急連絡も可能で、相互に通信することができま

す。これまで、市立小学校に14基、東条地区に11基、嬉横山地区に6基、伏見堂・彼方地区に6基、梅の里地区、別井地区、東板持地区、須賀地区に各1基ずつの計41基の子局を設置しました。

これにより、風水害などによる土砂災害や河川の浸水などの被害発生時の危険性が高まったとき、避難勧告などの情報をいち早く皆さま

救助体制の充実強化をめざして

最新鋭の救助工作車を導入

市消防本部では、近年多様化する各種災害などに対応するため、最新鋭の救助工作車を導入しました。

特別な訓練を受け、高度で専門的な知識と救助技術を備えた隊員により編成さ

このたび、新たに、河川浸水区域を対象として、27年度末に、東公民館と山中田ポンプ場に各1基ずつ子局を設置し、さらなる情報伝達地域の拡充を図りました。

また、全国瞬時警報システム「J-ALERT」に接続し、国から送られてくる地震や武力攻撃などの対処に時間的余裕のない緊急事態の情報を受信し、自動で市民の皆さんへ伝達できる体制を整えています。

本市では、今後も市民の皆さんが安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりをめざして防災対策に取り組んでいきます。

問い合わせ 危機管理室(内線9503)

れた救助隊が、車両に搭載されている数百種類にもおよぶ資機材を使用して、各種災害などに対応し、市民の安心・安全を守ります。

問い合わせ 市消防本部警備救急課(☎231125)



を 受 給 さ れ た 人 で、 29 年 3 月 31 日 (金) ま で に 65 歳 以 上 に な る 人 (昭 和 27 年 4 月 1 日 以 前 生 ま れ の 人) に、 案 内 用 の チ ラ シ と 申 請 書 を 送 付 し て い ま す が、 こ れ 以 外 の 人 で、 申 請 書 の 必 要 な 人 は 市 給 付 金 専 用 コ ー ル セ ン タ ー (☎ 0570(077)765) に 電 話 申 込 み (☎ 0570(077)765) を 行 っ て 申 込 み 願 っ て 下 さ い。

5月2日(月)から

低所得の高齢者向けの

『年金生活者等支援臨時福祉給付金』

の申請受付を開始します

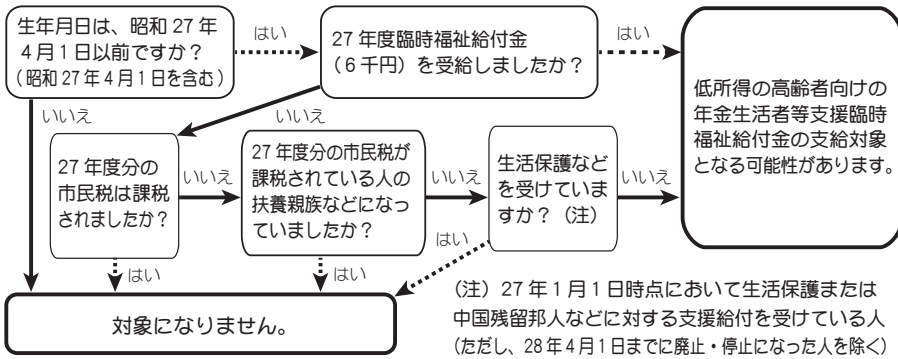
低所得の高齢者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」は、5月2日(月)から申請を受け付けます。27年度「臨時福祉給付金」

い。申請書は、市ウェブサイト「地域福祉課」でもダウンロードできます。

給付金支給対象者診断チャート

この診断チャートは、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象者かどうかを判断するためのおおまかな目安を示しています。この診断チャートの結果に必ずしも当てはまらない場合もありますので、不明な点があればコールセンター(☎0570(077)765)へお問い合わせください。 ※27年1月1日時点を基準にお答えください。

《スタート》



四季雑感

富田林市長 多田 利喜

先般、九州地方で発生した大規模地震は、広範囲に多数の揺れを記録し、人的・物的に大きな被害をもたらしました。被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願っております。

このたびの地震被害をうけ、本市では、救急隊の被災地への派遣をはじめ、募金箱の設置など、支援対策本部を立ち上げ対応を図っておりますが、今後も関係機関と連携しながら、必要な支援を実施してまいりたいと考えておりますので、市民の皆さんのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

また、近年、自然災害が多発する中で、本市の防災対策については、防災無線の整備をはじめ、各種団体との災害時応援協定の締結、避難行動要支援者名簿の整備、防災訓練における全市民を対象とした避難訓練の実施、さらには救援物資の備蓄などに努めておりますが、改めて備えに万全を期してまいりたいと考えております。

市民の皆さんも、いっどこで起こるか分からない災害に備えて、食料や水の備蓄、災害が発生した時の避難行動の確認など、日頃から防災に対する意識を高めていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

●申請受付期間など

支給を受けるためには申請が必要で、申請の受付期間などは次のとおりです。
申請受付期間 5月2日(月)～8月2日(火)(土・日曜日、祝日は除く、午前9時～午後5時30分)までに、申請書に必要書類を添えて、☎584・8511常盤町1の1 臨時福祉給付金支給担当へ(郵送可)
※ただし、5月14日(土)、22日(日)の2日間は受け付けしません。
受付場所 市役所地下90

4会議室および金剛連絡所

2階特設受付
必要書類 申請者の本人確認ができる書類(本人名義の口座へ振り込み希望の場合(不要)、振込先口座を確認できる書類(昨年度、臨時福祉給付金を受給された人で同一口座へ振り込み希望の場合は不要))
給付方法 口座振込により支給

●支給対象者など

支給対象者 27年1月1日時点において本市に住民登録されている人で、27年度

市民税が非課税の人(市民税が課税されている人の扶養親族となっている人や生活保護受給者などを除く)のうち29年3月31日(金)までに65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前生まれの人)
支給額 1人当たり3万円
※左上表の「給付金支給対象者診断チャート」もご覧ください。

問い合わせ 市給付金専用コールセンター(☎0570(077)765)、臨時福祉給付金支給担当(内線287)



水道水の安定供給をめざして！

堺市と「水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定」を締結しました

災害発生時などの緊急時に、水道水を相互融通することを目的に、28年3月、本市梅の里と堺市美原区さつき野東間に緊急連絡管を接続しました。

また、3月22日には、水道事業に係る災害時などにおいて、応急給水や応急復旧の相互応援を実施するため、「堺市・富田林市水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定」を締結しました。

水道事業では、今後とも水道水の安定供給をめざしていきます。

問い合わせ 上下水道総務課（内線270）

子育て支援のさらなる充実に向けて！

●市妊婦歯科健康診査事業

妊娠中はつわりなどの影響もあり、口の中の衛生状態が悪くなりがちです。また、女性ホルモンが増加することにより歯肉炎を引き起こしやすく、進行も早くなります。

そこで、本市では、早産などの原因になることがある歯周病を予防し、健やかな妊娠と出産を支援するため、妊娠中の人を対象に「市妊婦歯科健康診査事業」を新たに実施します。

実施期間 5月2日(月)～29年3月31日(金)

内容 問診、歯科健康診査、歯科保健指導（指定の歯科医院で妊娠中に1回）

対象者 市内在住で妊娠中の人

※妊娠の届け出時に、母子健康手帳と同時に「妊婦歯科健康診査受診券」を発行します。妊娠中の人で、受診券をお持ちでない人や本市に転入してこられた人はお問い合わせください。

問い合わせ 保健センター〔☎(28)5520〕

●市産後ケア事業

本市では、ご家族などから十分な産後の支援が受けられず、体調や育児に不安がある人を対象に、医療機関においてショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）での育児支援が受けられる「市産後ケア事業」を新たに実施します。



実施期間 5月2日(月)～29年3月31日(金)

内容 助産師などによる乳房のケアや授乳指導、赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談など

対象者 生後4カ月未満の乳児とその母親

※同事業の利用には、事前に保健センターへの利用申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保健センター〔☎(28)5520〕

市プレママ・ハッピーライフ サポート事業

妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています！

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りします。

対象者 申請時点で次の条件を全て満たす人
◆本市に住民登録をしている人
◆28年4月1日～29年3月31日(金)までに、本市で母子保健法に基づく妊娠の届け

出をした人
お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品
など3万円相当分の品物
※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。
申請の受け付け 29年3月31日(金)まで（妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください）
※詳しくは、市ウェブサイ
ト各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。
問い合わせ 都市魅力創生課（内線420）



創業する人をサポート

市創業支援事業 がスタートします

本市では、創業希望者が本市で創業しやすい環境づくりとして、「市創業支援事業」を新たに実施します。

同事業では、創業にあたってのサポートをはじめ、創業に関するノウハウが無料で学べる「創業講座」などを受けられることで、創業に必要な経費の一部補助などの支援が受けられます。

本市で創業するにあたってのメリット

- 登録免許税の軽減
- 融資限度額の拡大
- 創業関連保証の早期利用開始
- 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件緩和
- 市創業支援事業補助金など

※各優遇措置は、「創業講座」の受講や、富田林商工会による「個別支援事業」を受けることで対象となります。ただし、各優遇措置にはそれぞれ審査がありますので、必ず保証されるものではありません。優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせください。市ウェブサイトの各課のページ「商工観光課」をご覧ください。

※「創業講座」は、10月～11月までの間に4回実施する予定です。詳しい日程などは決まり次第、広報誌や市ウェブサイトをjなどでお知らせします。

問い合わせ 商工観光課 (内線481)

市小規模企業融資をご活用ください

本市では、小規模企業者の皆さんの経営安定と発展を支援するため、事業に必要な資金を低利で調達できるよう、大阪信用保証協会の保証付制度融資を実施し、資金供給の円滑化に努めていますので、ぜひご活用ください。

融資限度額 400万円 (すでに利用されている保証協会付融資の残高との合計が1250万円の範囲内となる額)

融資期間 4年以内

融資利率 固定1.3% (金融情勢によって変動することがあります)

信用保証料 同保証協会が定める料率による保証料が必要

※約定どおり融資を完済された人には、約定利子の50%を補給します。また、融資当初の負担を軽減するため融資実行後、信用保証料を一括で支払われた人には保証料の50%を補給します。

※その他、融資限度額の大きい府の制度融資もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 商工観光課 (内線481)

若者世代のUターンによる転入促進と転出抑止を図り、また子育てや介護などの相互協力による日常生活での安心感を



市近居同居促進給付金事業

親世帯との近居・同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します

創出するため、親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

支給要件 本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、本市で住宅(中古を含む)を取得し、当該住宅に居住する人で、申請時点で下表の要件を全て満たす人

支給金額 近居の場合 30万円、同居の場合 50万円

申請の受け付け 29年3月31日(金)までに、申請

市近居同居促進給付金支給要件表

対象者	対象住宅
<ul style="list-style-type: none"> ◆本市に住民登録をしている40歳以下の人 ◆親世帯が本市に1年以上継続して居住している人 ◆27年4月1日以降(建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定)に住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者 ◆当該住宅の建物登記簿における建物所有者(共有名義の場合はその代表者) <p>※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分を2分の1以上有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆親世帯および子世帯に市税の滞納がない人 ◆市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しない人 ◆過去に同給付金を受給していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新築または売買により取得した住宅 <p>※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆所有権保存登記または所有権移転登記が済んでいる住宅 ◆関係法令に基づき適正に建築された住宅 ◆自己の居住用に供する住宅 <p>※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。</p> <p>※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅

書に必要事項を記入し、必要書類を添えて市役所4階住宅政策課へ(郵送不可) ※ただし、予算がなくなり次第終了します。

※説明書および申請書は、同課配布、または市ウェブサイトの各課のページ「住宅政策課」からダウンロードもできます。

問い合わせ 住宅政策課 (内線437)

6月1日は 人権擁護委員 の日

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年全国各地で啓発活動を実施しています。

本市では、この活動の一環として、次のとおり特設人権なんでも相談を開設します。人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることがあれば、気軽にご相談ください。

特設人権なんでも相談

とき 6月1日(水)、午前9時～正午、午後1時～4時
ところ 市役所地下902会議室(内線542)
※当日、直接会場へ。電話での相談も受け付け。

本市の人権擁護委員

- 池田 義尊さん
 - 岡本 聡子さん
 - 隆崎 永子さん
 - 川口 博夫さん
 - 木下 佳信さん
 - 蔵田 和子さん
 - 阪本 省三さん
 - 鈴木 善勝さん
 - 富士原 貞憲さん
 - 道旗 洋子さん
- 問い合わせ 人権政策課
(内線472)

経済センサス基礎調査にご協力を

同調査は、わが国における事業所および企業の基本的構造を明らかにするために実施するものです。

調査期日は6月1日(※)現在で、全ての企業や事業所を対象に実施します。

5月下旬から、府知事が任命した統計調査員が調査票を持ってお伺いします。

回答方法は、インターネットと紙の調査票の2つの回答方法から選択できます。

調査員をはじめ調査関係者には守秘義務があり、調査票にご記入いただいた内容を他に漏らしたり、統計作成の目的以外に使用したりすることは絶対にありません。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課 (内線331)

5月12日は 民生委員・児童委員の日です 「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、全国各地で啓発活動を実施しています。
民生委員・児童委員は民生委員法、児童福祉法に基づき、地域のボランティアとして、市民の皆さんの生活上の相談に応じ、必要な援助をしています。
介護などの福祉サービスや子育てのことなどで心配事や悩み事があれば、気軽にご相談ください。

相談内容に応じて適切な関係機関への「つなぎ役」にもなります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務がありますので、秘密は必ず守ります。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は地域福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課
(内線283、285)

新しい民生委員・児童委員が決まりました

民生委員・児童委員として、4月1日付で次の人が委嘱されました。

- 府営楠風台住宅1～2棟・7～9棟
濱村 光子さん (☎34) 7525)

- 府営楠風台住宅3～6棟
砂原 進さん (☎090) 2113) 5459)

問い合わせ 地域福祉課
(内線283)

男女共同参画フォーラム 「Be-in ひろっぼ」 実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be-in ひろっぼ」を開催します。同フォーラムでは、分科会や講演会など年間を通して実施する予定です。

皆さんも実行委員になつて、その企画や運営に携わってみませんか。

実行委員会は、6月～29年3月までの間に、毎月1回程度開催する予定です。
募集人員 10人程度(性別不問、男性歓迎)

申し込み 5月18日(水) (必着) までに、人権政策課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、ファクスまたは郵送で☎584・8511常盤町1の1 人権政策課 (内線474) ・FAX(25)9037)へ

5月1日～7日は

「憲法週間」です

「一人ひとりの尊厳を大切にしたい」といえる知恵をつたえたい」

5月3日の憲法記念日を中心とする、5月1日(日)～7日(土)は憲法週間です。人は、誰でも自分の夢を持ち、一人一人がかげがえない存在として、自由で幸せに生きていきたい、暮らしたいと願っています。こうした私たちの当たり前の願いを憲法はしっかりと

支えてくれていますが(第11・13・25条)、同時に私たちも絶えず努力してこの自由と権利を持ち続けていかなくてはならないとされています(第12条)。私たちのまち富田にはさまざまな世代、文化、習慣、価値観を持った人が共に暮らしています。

自分たちの生活・権利がかげがえのないのと同様に、相手の人権もまたかけがえのないものです(第14条)。互いの違いを認め合い、理解するとともに、お互いのアイデンティティを大切にしながら共生する社会。こうした豊かな人間関係と人権意識に裏付けられた、誰もが安心して暮らせるまちをつくるため、この週間に私たちが憲法について考え、家庭や地域で語り合い、その心と知恵を伝え合う機会としましょう。本市では、この週間に合わせて5月を憲法月間と定め、街頭啓発や特設人権なんでも相談などを実施します。

特設人権なんでも相談

日常生活の中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、本市の人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

とき 5月13日(金)、午後1時～4時

ところ 市役所201会議室(内線201)

※当日、直接会場へ。電話での相談も受け付け。

問い合わせ 人権政策課(内線472)

伊勢志摩サミットの安全開催にご協力を

5月26日(木)、27日(金)の、伊勢志摩サミット開催に伴い、道路での検問やホテルなどでの本人確認をお願いすることがあります。同サミットの安全開催に皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ 富田林警察署(☎25)1234

中央公民館の憲法月間行事

講演会

「笑うて笑うてイキイキ人生
〜コミュニケーションカアップ
で楽しいシルバーエイジ〜」

分開場

ところ 中央公民館

定員 80人(当日、直接会場へ)

参加費 無料

問い合わせ 中央公民館

(☎24)3333

●日本国憲法(抜粋)

第11条(基本的人権の尊重)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条(自由・権利の保持、濫用の禁止、利用責任)

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条(個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等他)

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第1項)

第25条(生存権、国の義務)

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(第1項)

「お笑い福祉士」の肩書を持つ落語家の笑福亭 学光さんを講師に招き、コミュニケーションをスムーズにする笑いの効能についてお話しいただきます。

とき 5月28日(土)、午後2時～3時30分(午後1時50

「とんだばやしふるさと寄附金」

寄付のお礼の品に新たな品が加まりました

ふるさと納税（ふるさと寄附金）は、自分が生まれ育ったふるさとや応援したい自治体（都道府県および市区町村）に寄付する制度です。

同制度では、寄付金額に応じて所得税、個人住民税が軽減されます。

富田林を「ふるさと」として応援し、本市の発展にご協力いただきますようお願いいたします。

●お礼の品がさらに充実

1万円以上のご寄付をいただいた人にお贈りしているお礼の品に、農業公園サバーファームで採れたブドウを使用した「サバーファームワイン」と、新たに富田林ブランド商品に認定された「いちごコンフィチュール」、海老芋をお菓子にした「河内生まれの野菜のないしよ話し」が新しく追加されました。

さらに、10万円以上のご寄付をいただいた人には、今年もお礼の品に加え、プレミアムギフトをお贈りします。4月から7月までは、

資源家電4品目の処理は適切に

家電リサイクル法では、消費者が特定の家電を廃棄する際、適切に処理することが求められており、それぞれに応じた処理費用が必要です。

粗大ごみでは収集できませんので、ご注意ください。また、不法投棄は法律で禁止されており、違法行為となりますので絶対にやめましょう。

品目 エアコン、テレビ（薄型テレビを含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣服乾燥機

処理方法 その製品を買った小売店か、買い替えを予定している小売店に引き取りを依頼してください。いずれにも該当しない場合は、家電リサイクル収集受付センター（☎0120(55)3650）へ申し込んでください

処理費用（リサイクル料金+収集運搬料金） リサイクル料金は、品目や大きさ、メーカーなどに応じた所定の料金となります。詳しくは家電リサイクル券センター（☎0120(31)9640）へお問い合わせください。

市の収集運搬料金は、1個につき2700円です。小売店に収集運搬を依頼される場合は、それぞれ料金が異なりますのでご注意ください。

問い合わせ 衛生課（内線144～146）

古紙などの集団回収奨励金交付制度のご活用を

本市では、限りある資源をリサイクルすることにより、地球環境への配慮とごみの減量化を図るため、集団回収活動を推進しています。

町会（自治会）、子ども会、老人会などの非営利団体を対象に、集団回収奨励金を交付していますので、ぜひご活用ください。

なお、同奨励金の交付を受けるには、事前に市へ登録し、収集業者と直接契約していただく必要があります。

対象物 古紙（新聞、雑誌、ダンボール）、古布類、牛乳パック **奨励金** 1㎏当たり3円

申し込み 衛生課（内線144～146）へ
※現在、登録されている団体で、代表者に変更があった場合は、衛生課へ届け出てください。

5月31日は世界禁煙デー

「サバーファーム・四季の味覚」または「かんぼの宿富田林・特別室ペア宿泊券」からお選びいただけます。
※寄付の手続きやお礼の品の内容など詳しくは、市ウエブサイト「ふるさと寄附金」をご覧ください。
問い合わせ 「とんだばやしふるさと寄附金」については都市魅力創生課（内線424）、税控除については課税課（内線111）

たばこは、日本人の4大死因である「がん」「心疾患」「肺炎」「脳血管疾患」にかかるリスクを増加させる他、最近では認知症の増加原因であることも分かっています。

また、たばこは喫煙者本人だけでなく、たばこを吸わない周囲の人の健康にも大きな悪影響を与えます。
たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。
このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。
禁煙は自力でするよりも、禁煙補助剤や禁煙外来を利用した方が「楽に」「より確実に」「費用もあまりかからずに」できます。



禁煙治療は、同依存症診断テストの結果により、健康保険などが適用になり負担額が軽くなる場合もあります。
保健センターでは無料の禁煙相談も実施しておりますので、気軽にお問い合わせください。
また、本市では「世界禁煙デー」に合わせて、禁煙に関するイベントを次のとおり実施します。
とき 5月31日（火）、午前10時～午後3時
ところ エコール・ロゼ1階アトリウム広場
参加費 無料（当日、直接会場へ）
問い合わせ 健康づくり推進課（☎285520）

5月は 宅地防災と ため池愛護月間です

宅地防災月間

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることもなりかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前

に、宅地造成工事などによつて起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に係る機関と協力して、次のような事業を実施します。

防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

詳しくは、府建築指導室審査指導課ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/ または市まちづくり推進課に備え付けの案内チラシをご覧ください。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するために、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

◆石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。
◆石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。

◆地盤は沈下していませんか。
◆排水のための溝に泥などが詰まっていますか。

問い合わせ

府審査指導課
☎06(6210)9720、市まちづくり推進課(内線454)

ため池愛護月間

ため池災害は、梅雨・台風期に最も多く発生しています。

府では、ため池での災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、梅雨・台風期前の5月を「ため池愛護月間」と定めています。

本市でも広報活動などを実施しますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

ため池を利用する皆さんへ

・ごみを捨てないようにしましょう。
・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。

・水を汚す家庭からの排水にちよつとした心遣いをお願いします。
・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

子どもを水難事故から守るために

・ため池管理者や地域などで設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにししましょう。

・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。

・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見つけたら注意の一声を掛けましょう。



・町会(自治会)などを通じて子どもの水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。
問い合わせ 水路耕地課(内線495)

鳥獣による農作物被害防止柵設置 事業補助金を活用ください

近年、鳥獣による農作物の被害が急増していることから、防止対策を進めるため、本市では「市鳥獣被害防止計画」を策定しています。また、市と地元農業団体などが一体となつて「市有害鳥獣対策協議会」を設立し、捕獲おりを設置するなど、被害防止対策に取り組んでいます。

さらに被害防止対策を推進するため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。
補助対象物品 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など
◎電気柵
◎ワイヤーメッシュなどの防護資材(付帯する杭も可)
※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。
補助対象者 市内在住の農家
補助額 購入金額の10分の8の額で、上限10万円
申し込み 5月6日(金)29年2月28日(火)までに、農業振興課(内線445)へ
※ただし、予算がなくなり次第終了します。
※「市鳥獣被害防止計画」は市ウェブサイトの各課のページ「農業振興課」でもご覧いただけます。

高校生・大学生を中心とした 「青少年委員会」の委員を募集

～「(仮称)複合的生涯学習プラザ」を
一緒に盛り上げていきましょう!～

本市では、旧公会堂跡地に「青少年の育成拠点」と位置付けた新施設「(仮称)複合的生涯学習プラザ」の29年度のオープンに向けて準備を進めています。このたび、活気あふれる施設をめざし、施設のイベント企画や利用方法を一緒に考えてくれる「青少年委員会」の委員を募集します。同学習プラザを、青少年が楽しみながら成長できる場所、困ったことを解決で

きる場所にするために、ぜひ皆さんの若い力を貸してください。

対象者 市内在住・在学・在勤で中学1年生～30歳未満の人(高校生・大学生歓迎)

募集 30人

申し込み 5月2日(月)～20日(金)までに、生涯学習課(☎241451)へ(申し込み多数の場合抽選)

※6月4日(土)、午後3時～6時、青少年センターで、1回目の青少年委員会を開催します。

高齢者保健福祉計画等推進委員会の委員を募集

介護保険事業や高齢者施策の計画を策定するため、同推進委員会の委員を募集します。

対象者 市内在住の第2号被保険者(40～64歳)

募集人数 1人
任期 31年3月31日(日)まで



市非常勤職員(時間外保育業務)を募集

任用期間 6月1日(水)～29年3月31日(金) ※勤務成績などにより翌年度の契約更新が可能(上限あり)です。

勤務地 市内公立保育所 ※業務内容や勤務日など詳しくは実施要領をご覧ください。

受験資格 保育士資格を有する人

採用人数 5人程度

試験日・内容 5月16日(月)～20日(金)、書類審査、面接試験 ※面接日・時間については、申し込み時に相談の上、決定します。

合格発表 5月末までに本人へ通知

申し込み 5月13日(金)まで(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えてこども未来室(内線291)へ(郵送不可) ※申込書、実施要領は、人事課(内線322)およびこども未来室で配布(市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードもできます)。

市開発指導要綱細則、同要綱技術基準を一部改正し、5月1日(日)より施行します。

●主な改正点
・ごみ置場を設置する場合、1カ所あたりの面積を拡大すること



・小規模な開発行為に対しても雨水流出抑制を図ることなど

※他の改正点や内容など詳しくは、市ウェブサイト各課のページ「まちづくり推進課」をご覧ください。

問い合わせ まちづくり推進課(内線454)

市開発指導要綱細則などを改正しました

申し込み 5月2日(月)～、高齢介護課で配布する申込用紙に必要事項を記入し、「高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らすためには」をテーマにした作文(1000字～1200字、用紙・様式は自由)を添えて20日(金)、午後5時までに同課(内線175、176)へ

※作文で1次選考、面接で2次選考します。なお、2次選考の面接は5月25日(水)に実施を予定しています。

コンビニ交付サービスが一時休止します

本市では、マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を4月18日より開始しています。

同サービスでは、市・府民税証明書(現年度分)・住民票の写し・印鑑登録証明書の発行ができますが、次の期間、システム点検のため、一時休止になりますのでご注意ください。

休止期間 5月31日(火)、午後5時～6月1日(水)、午前6時30分

問い合わせ 課税課(内線117)、市民窓口課(内線131)

毎年5月は 消費者月間です

みんなの強みを活かして
～安全・安心な社会に一億総活躍～

消費者庁設立から6年が経過しました。この間、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、それに伴って消費者トラブルや被害の内容なども変化してきています。消費者は自立と助け合いによる消費者市民社会の形成に参画し、事業者は消費者志向経営や企業の社会的責任を果たし、行政は消費者の視点に立って、多様な主体の連携・協働を推進することが重要です。

そして、課題の解決に向けて、社会に関わる全ての人々が活躍する多様性の中から、新たなアイデアが生まれ、より良い社会へ変革していくことが期待されます。

そのため、28年度消費者月間では「みんなの強みを活かせる安全・安心な社会に一億総活躍」を統一テーマとし、多様な主体の活躍による、安全・安心で豊かな社会の形成に向けた取り組みの促進を図ります。

学びの機会を提供しています

本市では、市民の皆さんに消費生活に関する問題を学ぶ機会を持つていただけるよう、啓発リーフレットの配布や出前講座を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

相談することが重要です

もし、消費者問題に遭遇した場合は、一人で抱え込まず、気軽に本市や次の機関の消費生活相談をご利用ください。

●市消費生活センター

市役所1階7番窓口奥（内線186）、月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始は除く）

●消費者ホットライン

（☎188）、月～金曜日は午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日は午前10時～午後4時（年末年始は除く）
問い合わせ 商工観光課（内線483）

市職員の 人事異動

4月1日付の人事異動で、新しく職員を配置しました。部長級以上の異動は次のとおりです。

- ▽総務部付部長・税務担当 官 土井 昭夫
 - ▽市民人権部長 山下 治
 - ▽生涯学習部理事兼生涯学習課長兼福祉青少年センター館長 祐村 元人
 - ▽消防署長(理事) 奥田 尚登
- 問い合わせ 人事課（内線321）

「大阪府自転車条例」が施行されました

府では近年、自転車に関連する交通事故が増加傾向にある事を鑑み、自転車を安全で適正に利用するための必要な事項を定めるとともに、自転車の交通事故防止および被害者の保護を図ることを目的として、「大阪府自転車条例」を制定しました。

●主な制定内容

- ・高齢者は、自転車を利用する場合、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める
 - ・自転車利用者は、自転車損害賠償保険などに加入しなければならない（義務化）
- ※なお、同保険の加入義務化は7月1日(金)施行、高齢者のヘルメットの着用や自転車の点検整備などの規定は4月1日施行です。

問い合わせ 府自転車条例総合窓口 ☎06(6944)6736

すばるホール

5月14日(土)～
プラネタリウム新番組
が始まります



◇「名探偵コナン」探偵たちの星月夜(約45分)
放映日時 5月14日(土)～29日(日)の毎週水・金曜日(午後3時)・毎週土・日曜日(午後1時)
※5月31日(火)以降の放映日時についてはお問い合わせください。

道路の陥没などを 発見されたときは お知らせください

本市では、道路の安全確保のため、定期的に点検パトロールを実施しています。が、市内全ての区域を細部にわたって確認できないこともあります。

そのため、地域や道路利用者の皆さんからの情報提供が大変有効となります。通勤や散歩などの途中で、道路の穴や陥没、ガードレール・カーブミラーの破損、溝蓋の破損・隙間などを見つけたときは、道路交通課（内線413）までご連絡をお願いします。

観覧料 大人500円、中学生以下250円、4歳未満および障がい者・療育手帳をお持ちの人は無料（毎回入れ替え制）
問い合わせ すばるホール（☎25)0222）